

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務のシステム操作者を限定し、後から追跡調査ができるように、その使用記録を保存している。

評価実施機関名

周南市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務</p> <p>・母子保健法に基づき、妊産婦又は乳児等に対して、訪問指導、健康診査等を行っている。また、養育のため入院を必要とする未熟児に対して、必要な医療の給付等を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、母子保健法の規定に従い、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第40条各号に掲げる事務に使用する。</p> <p>①妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付の資格要件の確認(住所要件) ②健康診査の実施の資格要件確認(年齢要件、住所要件) ③母子保健法第20条の規定による養育医療の給付の決定及び負担金の徴収の際の調査、決定及び通知</p>
③システムの名称	母子保健管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子ケース記録台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 情報利用の根拠 (1) 番号法第9条(利用範囲)第1項及び第2項 番号法別表第1の49の項及び主務省令で定める事務を定める命令第40条 (2) 番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項</p> <p>2 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第11号 番号法別表第2の26、56-2、69-2及び87の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第38条の3並びに第44条 (2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報利用の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法別表第2の26、56-2、69-2及び87の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第38条の3並びに第44条</p> <p>2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法別表第2の69-2及び70の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3並びに第39条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市役所 こども未来部 あんしん子育て推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市役所 こども未来部 あんしん子育て推進課(745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1番地 TEL:0834-22-8550)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市役所 こども未来部 あんしん子育て推進課(745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1番地 TEL:0834-22-8550)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

